

令和4年1月14日

日本商工会議所青年部

第303回役員会 事務局資料

◆補助金等

- 令和3年度補正・令和4年度当初中小企業・小規模事業者関係予算案等のポイント（中小企業庁）
- 事業復活支援金（中小企業庁）
- 資金繰り支援（中小企業庁）
- 生産性革命推進事業（ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金、事業承継・引継ぎ補助金）（中小企業庁）
- 事業再構築補助金（中小企業庁）
- 人材確保等支援助成金（テレワークコース）（厚生労働省）
- 中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業（環境省）

◆税制改正

- 令和4年度 税制改正のポイント（速報）（日本商工会議所）

◆募集

- 第6回「日本ベンチャー大賞」の募集（経済産業省）
- 「アトツギ（後継者候補）甲子園」のエントリー受付（中小企業庁）

◆ご案内

- 日本商工会議所は創立100周年を迎えました（日本商工会議所）

以上

令和3年度補正・令和4年度当初 中小企業・小規模事業者関係予算案等のポイント

基本的な課題認識と対応の方向性

- コロナ禍の影響により厳しい業況にある中小企業・小規模事業者等に事業復活支援金を給付するとともに、資金繰りなど必要な支援に引き続き万全を期す。
- コロナ禍の影響を乗り越え、中小企業・小規模事業者等の雇用・技術といった経営資源を活かした事業価値の向上を実現するため、事業者に細やかに寄り添いながら、事業再構築・承継・再生、生産性向上を支援する。併せて、取引適正化対策を強化し、前向きな投資や賃上げが可能となる環境を整備する。
- 加えて、「災害からの復旧・復興、事前の備え(強靱化)」にしっかりと取り組んでいく。

1. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

- 来年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、リテールを含む個人事業主に、地域・業種を限定しない形で、事業規模に応じて事業復活支援金を支給する。また、長期化するコロナ禍の影響により厳しい業況にある中小企業・小規模事業者等が足下で必要とする資金繰りなど必要な支援に引き続き万全を期す。

中小企業対策費	令和3年度当初(令和2年度3次補正)	令和4年度当初(令和3年度補正)
	1,117億円(2兆2,834億円)	1,118億円(3兆6,593億円)

- **事業復活支援金** [2兆8,031.7億円] **日本政策金融公庫を通じて資金繰り支援** [1,403.0億円]

2. 事業再構築・承継・再生を目指す事業者の後押し

- 新分野展開や業態転換等の果敢な取組を支援する事業再構築補助金(令和2年度3次補正1兆1,485億円)を積み増し、新たにグリーン成長枠を設け、売上高減少要件を撤廃するなど、中小事業者等の新たな挑戦を強気に支援するとともに、事業承継・引継ぎ・再生を推し進める。

- **事業再構築補助金** [6,123.0億円]
 - ・加への影響を大きく受けながら新分野展開、業態転換等の「事業再構築」に挑戦する中小企業等を支援。
- **中小企業向け事業再編・再生支援事業** [757.4億円]
 - ・事業再編・再生支援を促進する官民連携ツールの拡充等を実施。

- **ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業** [10.2億円(新規)]
 - ・複数の中小企業等が連携して行う、新たな付加価値創造を図る製品・サービス開発や、「事業再構築」等の取組を支援。
- **中小企業再生支援・事業承継総合支援事業** [157.7億円]
 - ・中小企業再生支援協議会や事業承継・引継ぎ支援センターを通じて、中小企業の円滑な再生・事業承継を総合的に支援。
- **事業承継・引継ぎ支援事業** [116.3億円]
 - ・事業承継・引継ぎ(M&A)に伴う設備投資等の取組や、引継ぎ(M&A)時の専門家活用費等を支援。
- **土地(商業地等)に係る固定資産税の経済状況に応じた措置**
 - ・課税額が上昇する土地について、税額上昇分を半減する措置を講じ、税負担の増加を緩和。
- **法人版事業承継税制における特別承継計画の提出期限を1年延長**

3. 生産性向上による成長促進

- コロナの影響の長期化への対応や賃上げ原資の確保等のため、生産性革命補助金を通じ、設備投資・販路開拓・IT導入等を促進する。グリーン・デジタル分野に挑む事業者に対し、新たに「中小企業グリーン・デジタル投資加速化パッケージ」として特別枠を設けて設備投資等を支援する。引き続き、研究開発促進・海外進出支援・DX等も含め、生産性の向上を図っていく。

- **中小企業生産性革命推進事業** [2,000.6億円]
 - ・設備投資、販路開拓、ITの導入等を補助するなど、中小企業等の生産性向上に資する継続的な支援を実施。
- **デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業** [12.4億円]
 - ・越境EC市場の獲得促進のため、中小企業への行う海外向け「ラゲージング」・「DTC」等を支援。

4. 取引環境の改善を始めとする事業環境整備等

- 賃上げが可能な環境の整備にも寄与する「生み出した価値を中小企業・小規模事業者に着実に残すため、下請G3X倍増などの体制強化を実施し、取引環境の改善を図る。加えて、よろず支援拠点・中小企業支援機関による経営相談体制の強化や伴走支援の実施等、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境の整備を図っていく。

- **事業環境変化に対応型支援事業** [130.4億円]
 - ・課題設定型の伴走支援を全国展開するほか、最低賃金引き上げや「ペーパー」制度導入への対応が求められる中小企業に対し、制度の周知やデジタル化支援・相談等を実施。
- **取引適正化等推進事業** [8.0億円]
 - ・中小企業向けに、取引価格交渉力向上に関するセミナー等を開催し、価格交渉力の強化を支援。

5. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開

- 既存予算で対応> がんばろう！商店街事業(令和2年度第3次補正: 30.0億円)等

6. 災害からの復旧・復興

- **成長型中小企業等研究開発支援事業(旧: サポート事業)** [104.9億円]
 - ・中小企業が大学等と連携して行う、研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービス開発等の取組を支援。
- **海外展開のための支援事業者活用促進事業(JAPANブランド育成等支援事業等)** [5.5億円]
 - ・海外市場の獲得に取り組み中小企業に対し、新商品・サービス開発や展示会出展等を支援。
- **企業の賃上げを促進する税制措置の抜本強化(賃上げ促進税制)**
 - ・雇用者全体の給与と教育訓練費を増加させた中小企業が雇用者全体の給与の増加額の最大40%税額控除可能。
- **交際費課税及び少額償却資産の特例措置の延長**
 - ・販路開拓等の支援のため交際費課税の特例を延長。事務負担軽減等のため少額償却資産特例を延長。
- **中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業** [40.0億円]
 - ・各都道府県による支援拠点を整備し、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。
- **小規模事業者対策推進事業** [53.3億円]
 - ・中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導、窓口相談などを支援。
- **中小企業取引対策事業** [8.5億円]
 - ・下請G3X倍増などの体制強化等を通じて下請法の厳正な執行、下請かけごみ等による相談対応等を支援。
- **地域の持続的発展のための中小小売業者等の機能活性化事業** [4.6億円]
 - ・地方公共団体と連携し、中小小売業者等が新たな需要を創出するために行う調査分析・施設整備等を支援。
- **中小企業・小規模事業者人材対策事業** [8.4億円]
 - ・中小企業の経営課題に即した人材確保を支援するとともに、海外展開を担う人材等の育成を支援。
- **地方公共団体による小規模事業者支援推進事業** [10.9億円]
 - ・地方公共団体と連携し、地域の実情に応じた小規模事業者の経営改善のための支援を実施。

- **地方公共団体による地域企業再建支援事業** 等 [合計: 130.4億円]

コロナの影響で 売上げが減少している 皆様へ

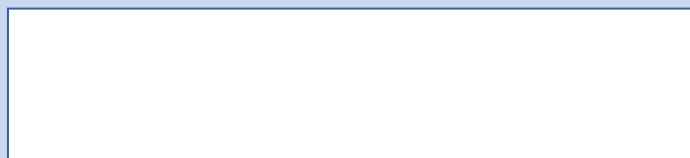
事業復活支援金のご案内

事業復活支援金

- ✓ 法人は上限最大250万円を給付
- ✓ 個人事業主は上限最大50万円を給付

の御案内です

詳しくは裏面



事業復活支援金

* 2022年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者には、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。

* 対象者 : 新型コロナの影響で、
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、
2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の
売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した
事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

* 給付額

➤ 上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

※ 基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

➤ 算出式 : 給付額は、上記で定めた上限額を超えない範囲で、
「基準期間※1の売上高」と「対象月※2の売上高」に5をかけた額との差額

$$\text{給付額} = (\text{基準期間}^{\ast 1}\text{の売上高}) - (\text{対象月}^{\ast 2}\text{の売上高}) \times 5$$

※1 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月の
いずれかの期間のうち、売上高の比較に用いた月を含む期間。

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

* 開始時期 : 所要の準備を経て、申請受付開始予定

お問い合わせ先 : 現在準備中

資金繰りに お悩みの皆様へ

資金繰り支援のご案内

資金繰り支援

- ✓ 政府系金融機関の
実質無利子・無担保融資
を年度末まで実施
- ✓ 資本性劣後ローン
を来年度も実施
- ✓ 伴走支援型特別保証を上限引上げ
のうえ、来年度も実施

の御案内です

詳しくは裏面

資金繰り支援

- * 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の申込期限を年度末まで延長します。
- * 資産査定上「資本」とみなせるため、民間金融機関の支援が受けやすくなる日本政策金融公庫による資本金後ローンを来年度も実施します。
- * 金融機関の伴走を条件に保証料が引き下がる伴走支援型特別保証を、利用上限額を引き上げたうえで、来年度も実施します。

○政府系金融機関による実質無利子・無担保融資

- * 対象者 : 新型コロナの影響で、売上が減少した中小企業
(小規模個人▲5%/小規模法人▲15%/その他▲20%)
- * 開始時期 : 受付中 (期間を今年度末まで延長)
- * 無利子上限 : 日本政策金融公庫 (中小) 3億円、(国民) 6,000万円
商工組合中央金庫3億円
- * 無利子期間 : 当初3年間
- * 貸付期間 : 運転資金15年以内、設備資金20年以内
- * 据置期間 : 最大で5年

○日本政策金融公庫による資本金後ローン

- * 対象者 : 新型コロナの影響により、キャッシュフローが不足する企業や一時的に財務状況が悪化したため企業再建等に取り組む企業
- * 開始時期 : 受付中 (来年度も実施)
- * 融資上限 : 日本政策金融公庫 (中小) 10億円、(国民) 7,200万
- * 貸付期間 : 5年1か月、7年、10年、15年、20年
※元本については、期限一括償還

○伴走支援型特別保証

- * 対象者 : 新型コロナの影響を受け、売上が15%以上減少した中小企業で、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善に取り組む者。
- * 開始時期 : 受付中 (来年度も実施)
- * 融資上限 : 6,000万円 (現在は4,000万円。令和4年2月より引上げ。)
- * 保証料 : 原則0.2%
- * 保証期間 : 最大で10年
- * 据置期間 : 最大で5年

お問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 金融課 (03-3501-2876)

生産性向上に 取り組む皆様へ

生産性革命推進事業のご案内

ものづくり・商業・サービス補助金

- ✓ 最大2,000万円の設備投資補助

持続化補助金

- ✓ 最大200万円の販路開拓等補助

IT導入補助金

- ✓ 最大350万円のITツール導入補助
(別途PC等の購入も支援)

事業承継・引継ぎ補助金

- ✓ 事業承継・引継ぎに係る取組を
最大600万円補助

の御案内です

詳しくは裏面

ものづくり・商業・サービス補助金

- * 赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む中小企業向けに特別枠を創設し、優先採択や補助率引上げを行います（最大1,250万円、補助率2/3）。
- * グリーン・デジタル分野への取組に対する特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます（（グリーン枠）最大2,000万円・（デジタル枠）最大1,250万円、補助率2/3）。

* 補助対象：革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等

* 補助上限額と補助率：
右表参照

* 開始時期：10次公募（2月中旬に公募開始予定）からの実施を予定

申請類型	補助上限額（※1）	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円	1/2（※2）
回復型賃上げ・雇用拡大枠（※3）		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円	

（※1）従業員規模により異なる （※2）小規模事業者・再生事業者は2/3 （※3）給与支給総額を年率平均1.5%以上増加かつ事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる赤字事業者が対象

持続化補助金

- * 赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む事業者や、事業規模の拡大に取り組む事業者向けに特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます。（（成長・分配強化枠）最大200万円、補助率原則2/3（赤字事業者の場合には3/4））
- * 後継ぎ候補者が実施する新たな取組や創業を支援する特別枠、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する特別枠を創設し、上限額を引き上げます。（（新陳代謝枠）最大200万円・（インボイス枠）最大100万円、補助率2/3）

* 補助対象：小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等

* 補助上限額と補助率：
右表参照

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3 （成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠 （賃上げ（事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる事業者が対象）や事業規模の拡大）	200万円	
新陳代謝枠 （創業や後継ぎ候補者の新たな取組）	200万円	
インボイス枠 （インボイス発行事業者への転換）	100万円	

* 開始時期調整中

IT導入補助金

事業承継・引継ぎ補助金

* インボイス制度への対応も見据えたITツールの導入補助に加え、PC等のハード購入補助等を行います。

* 事業承継・引継ぎに係る取組を、年間を通じて機動的かつ柔軟に支援します。

* 補助対象：ITツール※、PC、タブレット、レジ等

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

* 補助上限額と補助率：

ITツール ～50万円（補助率3/4）

50～350万円（補助率2/3）

PC、タブレット等 10万円（補助率1/2）

レジ等 20万円（補助率1/2）

* 開始時期調整中

* 補助対象：

・事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する設備投資等

・事業引継ぎ時の専門家活用費用等

・事業承継・引継ぎに関する廃業費用等

* 補助上限額と補助率：

（補助上限額）150万円～600万円

（補助率）1/2～2/3

* 開始時期調整中

お問い合わせ先

- ・ものづくり・商業・サービス補助金：中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課（03-3501-1816）
- ・持続化補助金：中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課（03-3501-2036）
- ・IT導入補助金：中小企業庁 経営支援部 経営支援課（03-3501-1763）
- ・事業承継・引継ぎ補助金：中小企業庁 事業環境部 財務課（03-3501-5803）

事業の再構築に 取り組む皆様へ

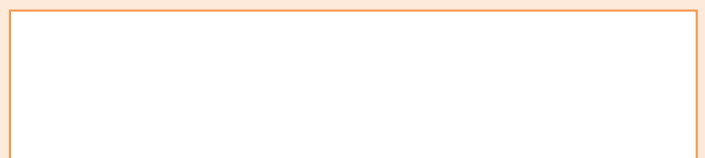
事業再構築支援のご案内

事業再構築補助金

- ✓ 業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者向けの特別枠を創設します
- ✓ グリーン分野での取組を重点的に支援する特別枠を創設します

の御案内です

詳しくは裏面



事業再構築補助金

- * 売上高減少要件を一部緩和するなど使い勝手を向上させます。
- * 業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する特別枠を創設します（最低賃金枠等も継続）。
（最大1,500万円/補助率3/4（中小））
- * グリーン分野への取組に対する特別枠を創設します。
（売上高減少要件撤廃、最大1億円/補助率1/2（中小））

* 対象要件：① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること

（※）以下の要件は撤廃

「2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前と比較して5%以上減少していること」

（※）複数事業者が連携する場合は売上高減少分の合算が可能

② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること 等

* 開始時期：第6回公募（令和4年3月末頃公募開始予定）からの実施を予定（第5回公募は現在の申請類型で1月中公募開始予定）

* 対象経費：建物費（※）、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費
（一部の経費については上限等の制限あり）

（※）移転に伴う一時的な貸工場等の賃借料についても建物費の一部として認める。

* 補助上限額・補助率

申請類型	補助上限額（※1）	補助率
最低賃金枠 （最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援）	500万円、1,000万円、1,500万円（※2）	中小3/4 中堅2/3
回復・再生応援枠 （引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援）		
通常枠	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円（※2）	中小2/3 中堅1/2 （※3）
大規模賃金引上げ枠 （多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援）	1億円	
グリーン成長枠 （研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援）	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2 中堅1/3

（※1）補助下限額は100万円 （※2）従業員規模により異なる

（※3）6,000万円超は1/2（中小）、4,000万円超は1/3（中堅）

お問い合わせ先

中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課（03-3501-1816）

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主（※）を支援します！

New !

※ テレワーク勤務を、新規に導入する事業主のほか、**試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主も対象となります！**

支給要件及び支給額は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

① 機器等導入助成

支給要件

- 新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則または労働協約を整備すること。
- テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、**助成対象となる取組**を1つ以上行うこと。
- 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。
 - ✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は
 - ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする

支給額

支給対象経費の**30%**

- ※以下のいずれか低い方の金額が上限額
- ・100万円 又は
 - ・20万円×対象労働者数

② 目標達成助成

支給要件

- 評価期間後12か月間の離職率が、計画提出前12か月間の離職率以下であること。
- 評価期間後12か月間の離職率が30%以下であること。
- 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から12か月を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。

支給額

支給対象経費の**20%〈35%〉**

- ※以下いずれか低い方の金額が上限額
- ・100万円 又は
 - ・20万円×対象労働者数

※〈〉内は生産性要件を満たした場合に適用

助成対象となる取組

① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更

② 外部専門家によるコンサルティング

③ テレワーク用通信機器等（※）の導入・運用

※ 以下の**テレワーク用サービス利用料**も助成対象となります！

- リモートアクセス及びリモートデスクトップサービス
- 仮想デスクトップサービス
- クラウドPBXサービス
- web会議等に用いるコミュニケーションサービス
- ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティサービス

④ 労務管理担当者に対する研修

⑤ 労働者に対する研修

New !

ご利用の流れ等については裏面をご確認ください。

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

ご利用の流れ

1

テレワーク実施計画の作成・提出

- ✓ 提出期限までに、事業主の主たる事業所（通常は本社）の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）へ提出



管轄労働局が
テレワーク実施計画を
認定

2

認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組（※）を実施

評価期間（機器等導入助成）においてテレワークを実施

- ✓ 計画認定日以降、以下3の支給申請日までに、取組の実施（機器購入の場合は納品）・支払を終えることが必要。
- ✓ 計画認定日から起算して6か月間を経過する日までの期間内において、事業主が連続する3か月間を「評価期間（機器等導入助成）」として設定し、テレワークに取り組む（評価期間の始期は事業主が設定）。

※助成対象となる取組（カッコ内の数字は上限額）

対象となる取組の詳細については厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

✓ テレワーク用通信機器等の導入・運用

- ネットワーク機器（15万円）
- サーバ機器（50万円）
- NAS機器（10万円）
- セキュリティ機器（30万円）
- ウェブ会議関係機器（1万円/対象労働者1人）
- サテライトオフィス利用料（30万円）
- テレワーク用サービス利用料（初期費用5万円、利用料35万円）

✓ 労務管理担当者に対する研修（10万円）

✓ 労働者に対する研修（10万円）

✓ 外部専門家によるコンサルティング（30万円）

✓ 就業規則・労使協定等の作成・変更（10万円）

New !

3

①機器等導入助成に係る支給申請

- ✓ 上記2の実施後、計画認定日から起算して7か月以内に、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ テレワークに関する制度を就業規則等で新たに規定することが必要
- ✓ 上記2の評価期間（機器等導入助成）において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



助成金の支給

支給対象経費の
30%

※以下いずれか低い方が上限
・100万円 又は
・20万円×対象労働者数

4

評価期間（目標達成助成）においてテレワークを実施

- ✓ 上記2の評価期間（機器等導入助成）の初日から12か月を経過した日から起算した3か月間（評価期間（目標達成助成））において、テレワークを実施。

5

②目標達成助成に係る支給申請

- ✓ 上記4の評価期間（目標達成助成）の終了日の翌日から起算して1か月が経過する日までに、管轄労働局へ支給申請書を提出
- ✓ 前頁の離職率目標を満たすことが必要
- ✓ 上記4の評価期間（目標達成助成）において、前頁のテレワーク実績基準を満たすことが必要



助成金の支給

支給対象経費の
20% <35%>

※以下いずれか低い方が上限
・100万円 又は
・20万円×対象労働者数

※<>内は生産性要件を満たした場合に適用

助成金の詳細・問合せ先

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

人材確保等支援助成金

検索



厚生労働省HPへは
こちらのQRコードから
アクセス可能です。

CO₂削減比例型中小企業向け支援事業

CO₂削減に応じた補助で、コロナ禍で戦う中小企業等を支援

- コロナ禍を乗り越え、脱炭素化に取り組む中小企業等の新たな設備投資を支援
- CO₂削減量に比例した設備導入支援により、省CO₂型設備の導入を加速化
- コロナ後のCO₂排出量リバウンドを回避しつつ、グリーンリカバリーの実現を力強く後押し

補助のイメージ

事例1：空調機+ヒートポンプ

旅館で高効率空調機とヒートポンプを更新

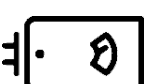


補助額	4,370万円 (CO ₂ 削減量6,160t × 7,700円)
事業費	8,740万円
補助率	50%

中小企業の場合
7,700円/tCO₂の
補助が出る...

事例2：ボイラーの燃料転換

食品工場で重油から都市ガスボイラーに



補助額	1,563万円 (CO ₂ 削減量2,030t × 7,700円)
事業費	3,520万円
補助率	約44%

【注記】 「CO₂削減量」は、年間CO₂削減量×法定耐用年数。また、「事業費」は、補助対象経費ベース。補助額上限は事業費の1/2（※事例1は補助上限が適用されるケース）

グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業



【令和3年度補正予算(案) 3,000百万円】
【令和4年度要求額 1,000百万円】

中小企業等へのCO2削減量に応じた設備等導入補助で、コロナ禍からの経済再生と脱炭素化を同時実現します。

1. 事業目的

コロナ禍を乗り越えて脱炭素化に取り組み中小企業等に対し、CO2削減量に応じた省CO2型設備等の導入を加速することで、企業の新たな設備投資を下支えし、電化・燃料転換等も促進しながら、我が国の持続可能で脱炭素な方向の復興(グリーンリカバリー)を促進し、コロナ前のCO2排出量のリバウンド回避をした上での、力強くグリーンな経済社会への移行を実現する。

2. 事業内容

①中小企業等による省CO2型設備等の導入に対して、以下の(A)(B)のうちいずれか低い額の補助事業の導入を行う(補助上限5,000万円)。

(A) 年間CO2削減量×法定耐用年数×5,000円/CO2* (円)

* 中小企業、省CO2型換気を導入する企業、クーリング冷媒使用設備を導入する企業は、7,700円/CO2 (令和3年度補正分のみ)

(B) 総事業費の1/2 (円)

※CO2削減量は、環境省指定の診断機関のCO2削減余地事前診断に基づき導入設備等による2019年比でのエネルギー起原CO2削減
中小企業には診断費用の補助を行う。

※補助対象は、環境省が指定する設備等であって、単年度で導入完了可能なものに限る。LEDは支援対象とはしないが、他の補助対象【**主な補助対象設備**】
設備とセットで導入した場合は、CO2削減量として計上。

※代行申請を可とする。

※事前診断によるCO2削減量を達成できない場合は再工事電気切替え、外部調整等を行う。

②本補助事業の運営に必要な、公正なCO2削減量の担保(各診断機関が実施したCO2削減余地の事前診断結果の検証)等の支援を行う。

3. 事業スキーム

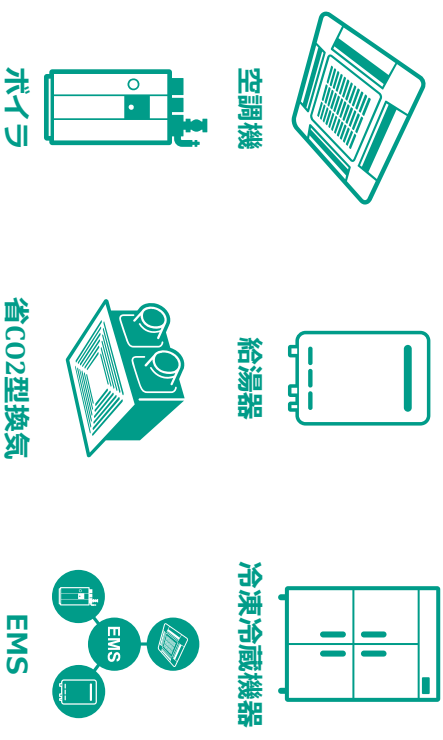
■ 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業

■ 委託・補助先 民間事業者・団体等

■ 実施期間 令和3年度



4. 事業イメージ



令和4年度 税制改正のポイント

速報

ポストコロナに向けた、中小企業の事業継続と新たな成長への挑戦、地方創生を後押しする税制が実現！

●●商工会議所
日本商工会議所

I. コロナ禍における事業継続と成長を後押しする税制措置

1. 商業地等に係る固定資産税の負担軽減措置

- 令和4年度に限り、地価が上昇した商業地等について、前年度の課税標準額への上乗せ分を評価額×2.5%（現行：評価額×5%）とし、**固定資産税額の上昇分を半減**

地価上昇により
税額が増加する場合

従来の措置
評価額の5%分を上乗せ

令和4年度に限り
評価額の2.5%分
を上乗せ

令和3年度 令和4年度

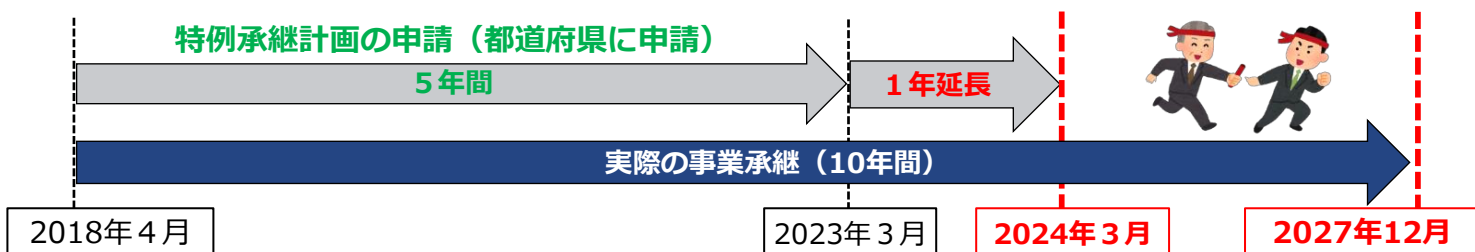


2. 交際費課税特例の延長（2年）

- 中小法人は①交際費等（※）を800万円まで全額損金算入、②接待飲食費の50%まで損金算入、のどちらかを選択適用
- ※交際費、接待費、機密費その他の費用であって、得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出が該当
- ※大法人（資本金100億円超の法人は対象外）は②のみ適用可

3. 法人版事業承継税制の特例承継計画に係る提出期限の延長（1年）

- 法人版事業承継税制（特例措置）適用の前提となる**特例承継計画の提出期限を2024年3月まで延長**



II. ビジネス変革等の挑戦を後押しする税制措置

1. 少額減価償却資産の損金算入特例の延長（2年）

- 30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）が可能

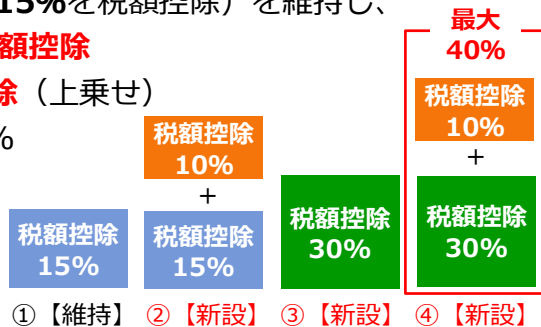


2. 中小企業向け所得拡大促進税制の延長（1年）・拡充

- 適用期限を2023年3月末から、2024年3月末に延長
- 現行制度（給与等支給総額が対前年比**1.5%以上増**で増加額の**15%**を税額控除）を維持し、
 - ・給与等支給総額が対前年比**2.5%以上増**で**増加額の30%**を税額控除
 - ・教育訓練費が対前年比**10%以上増**で**増加額の10%**を税額控除（上乗せ）
 を措置（**最大40%の税額控除**）※控除上限は法人税額の20%

従業員の所得拡大や教育訓練による積極的な人材投資を後押し

■ …給与等支給総額が対前年比**1.5%以上**増加の場合
 ■ …給与等支給総額が対前年比**2.5%以上**増加の場合
 ■ …教育訓練費が対前年比**10%以上**増加の場合



3. オープンイノベーション促進税制の延長（2年）・拡充

- スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%を所得控除
- 対象となる株式の保有期間を**3年（現行5年）に短縮**
- 出資を受けるスタートアップ企業の要件のうち、設立の日以後の期間に係る要件（現行：10年）について、売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社は**設立後15年未満まで拡充**

大企業・中小企業とスタートアップ企業との連携を促進

裏面につづく

II. ビジネス変革等の挑戦を後押しする税制措置 (表面からの続き)

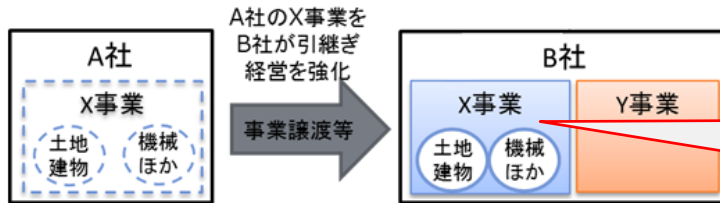
4. 5G導入促進税制の延長

- 5G基地局の整備や、企業等が限られたエリアで構築する「ローカル5G」への投資について、取得価額の15%の税額控除または30%の特別償却ができる措置を3年間延長 (ただし控除率は段階的に見直し)
- ローカル5G事業者に限り固定資産税の課税標準を1/2にする措置を2年間延長 (ただし対象資産の取得価額要件を2億円以下 (現行: 3億円以下) に引き下げ)

中小企業も「スマート工場」の整備などで活用可能

5. 中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長 (2年)

- 認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置を2年間延長



登録免許税 (0.4%~2.0% ⇒ 0.2%~1.6%に軽減)
不動産取得税 (3.0%~4.0% ⇒ 2.5%~3.3%に軽減)

6. 創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長

- 認定特定創業支援事業の支援を受けた個人が創業する際の株式会社等の設立に要する登録免許税の軽減措置を2年間延長

III. 地方創生・地域経済の活性化を後押しする税制措置

1. 地方拠点強化税制の延長 (2年) ・ 拡充

- 本社機能の地方への移転、地方における拠点強化を行う事業者に対する減税措置を2年間延長

■ 設備投資減税 (オフィス減税)

→ 建物等を取得した場合に適用

■ 雇用促進税制

→ 新たに従業員を雇い入れた場合等に適用

- ✓ 対象事業部門に **情報サービス事業部門 (ソフトウェア開発等)** を追加
- ✓ 中小企業が整備計画の認定を受ける場合の従業員要件が **1名以上増加に緩和** (現行2名以上増加) 等

拡充型 (地方の企業の本社機能強化)	移転型 (東京23区からの移転の場合)
地域再生計画 (都道府県作成→国認定)	
特定業務施設整備計画 (事業者作成→都道府県知事認定)	
地方拠点強化税制	
オフィス減税	
建物等の取得価額に対し、 税額控除4%又は特別償却15%	建物等の取得価額に対し、 税額控除7%又は特別償却25%
雇用促進税制 (税額控除) (※) 非正規雇用者は控除対象外	
初年度のみ: 最大30万円/人	初年度: 最大90万円/人 3年間計: 最大170万円/人

2. ウォークブル推進税制の延長 (2年) ・ 拡充

- 民間事業者等が、①広場等のオープンスペースの創出およびベンチ等の設備の設置、または②店舗等の低層階部分を地域に広く開放した場合、それぞれにかかる固定資産税・都市計画税の課税標準額を軽減 (5年間1/2)
- **上記①の適用対象設備に電源設備・給排水設備・冷暖房設備を追加**
- 公共施設の管理が官民連携で行われる場合も対象となることを明確化

【商店街内の駐車場を広場化】

2013年: コインパーキング

2021年: 誰でも使える広場

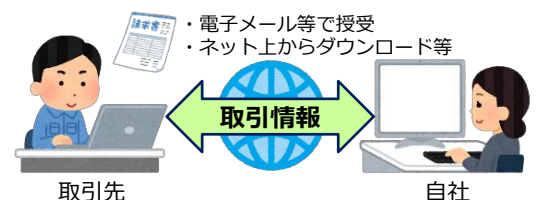


(福井県福井市・新栄商店街)

IV. 納税環境整備

電子取引における電子保存義務化の2年間猶予

- 2022年1月施行の改正電子帳簿保存法に盛り込まれている、電子データで受け取った請求書や領収書等の電子保存の義務化について2年間の猶予を実施
- これにより、**2023年12月31日までは従前通りの保存が可能に**





経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

第6回「日本ベンチャー大賞」の募集を開始します！

～起業家やベンチャー企業を表彰します～

2021年12月20日

▶ 経済産業

本年も、次世代のロールモデルとなるような、起業家やベンチャー企業等を表彰する「日本ベンチャー大賞」の募集を開始します。

1. 「日本ベンチャー大賞」とは

次世代のロールモデルとなるような、社会的インパクトのある事業を創出した起業家やベンチャー企業等を表彰する制度です。積極的に挑戦することの重要性や起業家の社会的な評価を向上させ、社会全体の起業に対する意識の高揚を図ります。経済産業省、農林水産省、文部科学省、オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会が募集し、有識者等から成る審査委員が受賞者を決定します。自薦・他薦ともにございますので、是非御応募ください。

2. 表彰部門の概要

(1) 日本ベンチャー大賞（内閣総理大臣賞※予定）

応募案件の中から、事業の新規性や革新性、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった事業のビジョンなどに関し、最も評価の高いベンチャー企業に対して付与します。

(2) ダイバーシティ賞（経済産業大臣賞）

応募案件の中から、外国人起業家、女性起業家等、我が国のダイバーシティ経営の範たるものとして、最も評価の高いものに対して付与します。

(3) グローバル賞（経済産業大臣賞）

応募案件の中から、事業の海外進出や国際的な活躍に関し、最も評価の高いものに対して付与します。

(4) 農業ベンチャー賞（農林水産大臣賞）

応募案件の中から、農林水産業への寄与度等に関し、最も評価の高いものに対して付与します。

(5) 大学発ベンチャー賞（文部科学大臣賞）【今年度新設】

応募案件の中から、大学発ベンチャーの定義に合致する企業に関するものであって、最も評価の高いものに対して付与します。

3. 募集期間と今後のスケジュールについて

令和3年12月20日（月曜日） 募集開始
令和4年1月21日（金曜日） 募集締切（必着）
令和4年3月 審査、受賞者決定

4. 応募方法

応募書類、応募方法の詳細については、こちらの[事務局のHP](#)を御参照ください。

関連リンク

- [事務局のHP](#)

担当

経済産業政策局 新規事業創造推進室長 石井
担当者：川名、稲舟

電話：03-3501-1511（内線 2661～2）
03-3501-1569（直通）
03-3501-6079（FAX）

[トップページ](#) ▶ [財務サポート](#) ▶ [事業承継](#) ▶ [「アトツギ甲子園」のエントリー受付開始について](#)

「アトツギ甲子園」のエントリー受付開始について

令和3年11月29日



今年度の「アトツギ甲子園」では「新規事業アイデアへの補助金」を提供します！

1. 概要

アトツギ(後継者候補)が新規事業アイデアを競い合う中小企業庁が開催するピッチイベント「アトツギ甲子園」(第2回)を昨年度に引き続き今年度も開催します。

先代経営者がこれまでに培ってきた人材やノウハウ等の経営資源を活かしつつ、「新たに提供できる製品やサービスは何か」、「いま起こっている社会課題を解決するために貢献できることは何か」、「自分自身が熱狂できるビジネスは何か」。自問自答した先にある新規事業アイデアを、全国各地から集まったアトツギが発表する舞台、それが「アトツギ甲子園」です。

一アトツギが次世代を担っていく一中小企業庁は、一步踏み出そうとするアトツギをより一層応援すべく、今年度の「アトツギ甲子園」では、上位入賞者への賞金として「新規事業アイデアへの補助金」を提供します。

2. エントリーの資格

39歳以下(1982年生まれ以降)の後継者候補

3. スケジュール

- 令和3年11月29日(月)～令和4年1月中旬 エントリー期間
- 令和4年1月下旬 1次審査結果発表
- 令和4年2月下旬 2次審査結果発表
- 令和4年3月12日(土) ファイナル開催

4. エントリー方法

エントリーは以下URL先からお願いします。詳細は以下のURLからご参照ください。

[アトツギ甲子園HP\(https://atotsugi-koshien.go.jp\)](https://atotsugi-koshien.go.jp)

5. 上位入賞者への表彰(予定)

ピッチイベントで発表した新規事業アイデアの事業化に向け販路開拓等に取り組む際に、上限200万円・補助率2/3を補助する補助金(持続化補助金の新陳代謝枠)を提供します。

※対象は小規模事業者に限ります。なお、中規模事業者含む中小企業者に対しては、ものづくり補助金審査における優遇を予定しています。

※補助金の目的に合致するか等の審査は別途行います。

※令和3年度補正予算の成立が前提となります。

6. アトツギ甲子園に関するお問い合わせ先

アトツギ甲子園運営事務局

電話：03-6899-3413

受付時間：9:00～17:00(土日祝日を除く)

(本発表のお問い合わせ先)

中小企業庁事業環境部財務課長 日原

担当者：高橋、矢橋、田中

電話：03-3501-1511(内線 5281～4)

03-3501-5803(直通)

FAX：03-3501-6868

[トップページ](#) > [ニュースライン](#) > 日本商工会議所は創立100周年を迎えました
[ニュースライン](#)[日商ニュース](#)[地域最前線](#)[トレンドボックス](#)[会議所ニュース](#)[石垣](#)
日商 ASSIST BIZ
 中小企業と地域の“商売繁盛”を応援

ニュースライン

日本商工会議所は創立100周年を迎えました

2022年1月4日 15:00

日本商工会議所は創立100周年を迎えました

100周年スローガンは“地域とともに、未来を創る”

ロゴマークで地域の企業の団結を表現

日本商工会議所（三村明夫会頭）は、1922年（大正11年）、各地商工会議所の発意により、わが国経済全体の課題に対応するための常設機関として創立され、今年、100周年を迎えることができました。創立以来100年間にわたり、当所の活動を支えていただいた皆様に心より感謝申し上げます。今後も、全国515商工会議所とともに、中小企業の活力強化と地域活性化による日本経済の持続的な成長の実現に向けた活動を展開してまいります。

当所では、2022年1月から2023年3月までを周年事業期間と位置づけ、記念式典の開催をはじめ、記念誌制作や特設ホームページの開設など様々な記念事業を実施してまいります。

このほど、記念事業の一環として、創立100周年を記念したロゴマークとスローガンを制作いたしました。

ロゴマークは、「100」をベースとして、中央の円で日の丸（日本）を、右の円で地域で輝きを放つ中小企業を表現したものです。日の丸の背後に、中小企業によって象られた円を配置することにより、地域の企業一社一社の団結が日本経済を支えていることを表しています。

スローガンは、創立の経緯を踏まえ、全国515商工会議所、122万会員企業とともに、未来に向かって歩みを進めるとの決意を込めて、「地域とともに、未来を創る」といたしました。

ロゴマーク・スローガンは、今後、様々な媒体に活用してまいります。

地域とともに、未来を創る



< 記念事業 >

- 記念式典の開催
- 記念誌・記念映像の制作
- 特設ホームページの開設
- 商工会議所PR動画の制作
- 記念講演会の開催
- など

詳細が決定次第、特設ホームページ（4月以降公開予定）等で順次、ご案内していきます。

< 日本商工会議所の成り立ち >

- 1878年、地域商工業の発展を目的として、東京、大阪、神戸に商法会議所が創立。
- 1890年、商業会議所条例が施行され、商業会議所に改組。各地では、地方政府への意見活動や地域商工業の現況調査をはじめ、地域経済に立脚した様々な活動を展開。
- 一方、日本経済は、取引広域化や商工業の経営改善、貨幣制度の確立など、わが国全体に利害が及ぶ諸課題に直面。

日本商工会議所は創立100周年を迎えました - 日本商工会議所

- 日本の商工業者を代表した活動を求める機運が高まり、1892年、15商業会議所の有志が任意の協議会として商業会議所連合会を創立。
- 以降、連合会では、日清・日露戦争後の国家経営に関する建議などの活動を続けていたが、わが国経済は、第一次世界大戦後のインフレや国際収支の悪化や金輸出解禁など、国家レベルの対応を要する事態に直面。
- 経済界として国を代表した活動がより強く求められるようになり、1922年6月、当時の各地商業会議所の発意のもと、常設事務局を有する商業会議所連合会、現在の日本商工会議所が創立。
- 1928年には、商業会議所の組織をさらに強化し、経済界の指導的機関とする旨の政府方針を踏まえ、商工会議所法が施行。商業会議所連合会については、特別法人格が付与され、日本商工会議所として法定化された。初代会頭は藤山雷太（佐賀県出身・東京商工会議所第3代会頭）。